

令和 6 年度若年者消費者トラブル広報事業業務

企画コンペ実施要領

令和 6 年 2 月

岩 手 県

この「企画コンペ実施要領」（以下「実施要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和6年度若年者消費者トラブル広報事業業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

1 業務の概要

(1) 業務件名及び数量

「令和6年度若年者消費者トラブル広報事業業務」 一式

(2) 業務の仕様等

資料2「業務仕様書」のとおり

(3) 委託期間

委託契約締結の日から令和7年3月31日まで

(4) 委託料の上限額

6,906,000円以内（税込）

なお、本事業は令和6年度の予算の成立を前提として、「令和6年度若年者消費者トラブル広報事業業務」の委託先を企画競争（コンペ方式）により募集するものである。

そのため、令和6年度一般会計予算の成立及び地方消費者行政強化交付金（消費者庁）の活用を前提にしているものであり、県議会2月定例会において令和6年度予算の承認が得られない場合、若しくは、地方消費者行政強化交付金の活用ができない場合は、停止又は変更する可能性があること。

2 参加者の資格要件等

参加者は、下記に掲げる企画コンペ参加資格（以下「参加資格」という。）の要件をすべて満たし、かつ、県から参加資格の確認を受けた者とする。

なお、複数の者による共同提案も認めるが、その場合、代表者を定めた上で参加するものとし、県との契約の当事者は当該代表者とする。

また、共同提案の場合、県は、必要に応じて、代表者以外の構成員についても、下記「3 企画コンペ手続き等に関する事項」（4）に定める、参加資格の確認に必要な書類（以下「参加資格確認申請書類」という。）の提出を求める場合がある。

〔参加資格の要件〕

- (1) 本業務の実施について、県の要求に応じて岩手県立県民生活センターに来所し、対応できる体制を整えていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に

基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

- (4) 最近 1 年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- なお、県は、事業者の役員等が、暴力団員等かどうかを警察本部に照会する場合があります。
- (6) 参加資格確認申請書類の提出の日から受託候補者を選定するまでの期間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成 23 年 10 月 5 日出第 116 号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (7) 参加資格確認申請書類の提出の日から受託候補者を選定するまでの期間に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成 7 年 2 月 9 日建振第 281 号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成 18 年 6 月 6 日建技第 141 号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成 12 年 3 月 30 日出総第 24 号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。
- (8) 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

3 企画コンペ手続き等に関する事項

(1) 担当

岩手県立県民生活センター

住所：〒020-0021 岩手県盛岡市中央通三丁目 10-2

電話：019-624-2586 FAX：019-624-2790

電子メールアドレス：CB0001@pref.iwate.jp

(2) 実施要領等の交付

企画コンペに関する下記の実施要領等について、岩手県ホームページに掲載する。
トップページ（<https://www.pref.iwate.jp/>）→「県政情報」→「入札・コンペ・公募情報」→「コンペ」→「コンペ参加者募集情報」

【交付資料】

資料 1 企画コンペ実施要領（本書）

資料 2 業務仕様書

資料 3 企画提案審査要領

(3) 実施要領等に関する質問の受付・回答の公表

実施要領等に関する質問がある場合は、下記により受け付ける。

- ① 受付期間 **令和 6 年 2 月 27 日（火）午後 5 時まで**

- ② 受付場所 岩手県立県民生活センター（連絡先は上記「3（1）担当」を参照）
- ③ 提出方法 【様式1】「実施要領等に関する質問票」に記入の上、電子メール又はFAXにより提出すること。
- ④ 回答方法 全ての質問事項と回答事項をとりまとめて、岩手県公式ホームページに掲載する。
- ⑤ 回答期日 **令和6年2月28日（水）**

(4) 参加資格の確認

参加者は、参加資格確認申請書類を下記により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

① 提出書類

- ・【様式1-2】参加資格確認申請書
- ・【様式1-3】会社概要及び過去5年間の主な媒体制作等実績
※パンフレット等でも可
- ・直近の財務諸表

② 提出期限

令和6年3月1日（金） 午後5時（必着）

③ 提出先

岩手県立県民生活センター（連絡先は上記「3（1）担当」を参照）

④ 提出方法

- ア 持参又は郵送により提出すること。
- イ 持参の場合は、提出期限までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に持参のこと。
- ウ 郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。

⑤ 確認結果

参加資格の確認結果は、**令和6年3月4日（月）までに**郵送等により通知する。

⑥ 留意事項

- ア 上記書類を提出期限までに提出しなかった者又は企画コンペ参加資格が認められなかった者は、企画コンペに参加することができない。
- イ 参加資格の確認は、上記「3（4）②提出期限」の日をもって行う。
- ウ 参加資格確認申請書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消すとともに、当該参加者が行った企画提案を無効とすることがある。

(5) 参加資格の喪失

参加者は、下記「5 受託候補者の選定方法等に関する事項」に定める企画提案選定委員会の実施日までに、参加資格の要件に該当しなくなった場合は、参加資格を失う。

4 企画提案書等について

(1) 企画提案書の作成

参加者は、資料2「業務仕様書」に掲げる業務内容に関して、次の事項を明確にした企画提案書を作成すること。

なお、企画提案書はA4サイズ（様式任意）で作成すること。

- ① 具体的な実施内容及び実施方法
仕様書に掲げる事業内容毎に整理して作成すること。
- ② 作業及び事業実施スケジュール
- ③ 業務実施体制
- ④ その他特記事項（自由提案）

(2) 費用積算内訳書の作成

- ① 本業務の実施に要する経費の内訳（項目、数量、単価、金額等）を明らかにした費用積算内訳書を作成すること。

なお、費用積算内訳書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって積算額とするので、参加者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、積算した金額の100分の110に相当する金額を費用積算内訳書に記載すること。

- ② 費用積算内訳書は企画提案書とは別に作成し、提出すること。
- ③ 費用積算内訳書には、値引き及び事実上値引きと認められる趣旨の記載を行わないこと。

(3) 企画提案書等の提出

- ① 提出部数
6部（正本1部、副本5部）
- ② 提出期限
令和6年3月8日（金）午後5時まで
- ③ 提出先
岩手県立県民生活センター（連絡先は上記「3（1）担当」を参照）
- ④ 提出方法
ア 持参又は郵送により提出すること。
イ 持参の場合は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に持参すること。
ウ 郵送の場合は、封筒の表に、企画提案書在中の旨を朱書きし、期限までに必着のこと。
- ⑤ その他
ア 提案は参加者1者につき1提案とし、複数提案は認めない。
イ 企画提案にあたり、写真、記事、イラスト等を使用する場合は、その所有者、保護者等から承諾を得ること。
ウ 一度提出した企画提案書等は、これを書換え、引換え、撤回することができないものとする。

(4) 企画提案の無効

上記「3（4）参加資格の確認」により参加資格が認められなかった者の企画提案及び下記のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

- ① 提出期限を過ぎて提出された提案

- ② 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 90 条（公序良俗違反）、第 93 条（心裡留保）、第 94 条（虚偽表示）又は第 95 条（錯誤）に該当する提案
- ③ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- ④ その他、企画コンペに関する条件に違反した提案

5 受託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 受託候補者の選定方法

企画提案の審査は、資料 3「企画提案審査要領」に基づき、企画提案選定委員会において行う。

なお、企画提案書等（費用積算内訳書）の内容が、前記「1 業務の概要（4）」の予算額を超えた場合は、審査の対象としないものとする。

(2) 企画提案選定委員会の開催

① 開催日時（予定）

令和 6 年 3 月 14 日（木）（別途通知）

② 開催場所（予定）

岩手県立県民生活センター 2階 研修室

③ 開催方法等

ア 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び参加者による委員会でのプレゼンテーションにより行う。

イ プレゼンテーションの実施に当たっては、パソコン及び動画の使用は認めるが、追加資料等の提出は認めない。

ウ プロジェクター等の機材を使用する場合は、事前に連絡することとし、この場合の機材は、参加者の持込を原則とする。

エ プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順とする。

オ プレゼンテーションの時間は、1 者当たり 25 分（説明 15 分、質疑応答 10 分）とする。ただし、都合により、1 者当たりのプレゼンテーションの時間を変更する場合がある。

(3) 受託候補者の決定

① 県は、企画提案選定委員会の審査結果に基づき、順位を付して受託候補者を決定する。

② 審査結果は、受託候補者を決定後、速やかに各参加者に郵送により書面で通知する。

③ 第 1 順位の受託候補者が契約を締結しない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

④ 参加者が 1 者のみであった場合でも、審査を行い、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価するものとする。

6 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 契約保証金

会計規則（平成4年岩手県規則第21号）に基づき判断する。

(3) 企画提案書等との関係

企画提案書等に記載された事項は、業務仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、県と受託候補者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更又は削除することがある。

(4) 契約結果の公表

県は、本契約について、契約締結の日からおおむね15日以内に、関係事項を岩手県公式ホームページ上で公表する。

7 公正な企画コンペ実施の確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 参加者は、企画コンペの実施に当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、受託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、企画コンペを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画コンペに参加させず、又は企画コンペの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

8 その他

(1) 提出書類の取扱い

- ① 参加者が県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。
- ② 提出書類は返却しない。
- ③ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負う。

(2) 企画コンペ参加に要する経費について

企画コンペ参加に要する経費は、全て参加者が負担するものとする。

(3) その他

- ① 参加資格確認申請書及び添付書類に虚偽の記載をした者に対しては、一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準に基づき、入札参加制限等の措置を行うことがある。
- ② 参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。

【参考：本企画コンペに関するスケジュール（予定）】

①実施要領等に関する質問の受付期限	2月27日（火）
②実施要領等に関する質問の回答期限	2月28日（水）
③参加資格確認申請書の提出期限	3月1日（金）
④参加資格の確認結果通知期限	3月4日（月）
⑤企画提案書等の提出期限	3月8日（金）
⑥企画提案選定委員会（企画コンペ）	3月14日（木）
⑦契約締結	4月1日（月）